

衆議院法務委員会ニュース

平成 30. 5. 25 第 196 回国会第 16 号

5 月 25 日（金）、第 16 回の委員会が開かれました。

1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）

- ・ 上川法務大臣、高木厚生労働副大臣、山下法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 山尾志桜里君（立憲）及び藤野保史君（共産）が討論を行いました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、公明、維新 反対一立憲、国民、無会、共産、井出庸生君（無）、重徳和彦君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

松田功君（立憲）

- ・ 20代の消費者被害の件数は横ばいであり、20歳を境に被害件数が増加する傾向は変わっていないという現状について、消費者教育が進んでいるならば、被害件数は減少傾向になるはずであると考えますが、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・ 20代の消費者被害の件数は依然として多く、消費者教育や若年者の判断力を養い自立を促す教育は十分ではないと考えますが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 民法の成年年齢の引下げにより、18歳、19歳の者の消費者被害が拡大することは必至であると考えますが、そのような状況にもかかわらず成年年齢を引き下げるメリットについて法務大臣に伺いたい。

山尾志桜里君（立憲）

- ・ 民法の成年年齢の引下げが養育費の支払の終期に影響しないことを本法案の成立までに周知する必要があるという観点から、最高裁判所にも、養育費請求等の家事調停及び家事審判の申立書のひな型中の「未成年者」の記載欄を成熟したか否かの基準によるものに改訂してもらいたいと考えますが、見解を伺いたい。
- ・ 原則18歳である児童福祉施設の入所年齢の延長の特例措置の上限年齢を20歳までとした根拠には、民法の成年年齢も考慮されているという厚生労働省の答弁があったが、本来、成年年齢でなく成熟し自立したかを考慮すべきであり、民法の成年年齢引下げ後もこの上限年齢は20歳から変わらないことを明言すべきと考えますが、厚生労働副大臣の見解を伺いたい。
- ・ 消費者契約法改正案の採決時に付された附帯決議の第2項から第4項は若年消費者保護のために必要な措置であり、成年年齢の引下げの施行までに必ず実現すべき課題であると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。

階猛君（国民）

- ・ 国民生活センターの消費生活相談において、未成年者取消権の対象となる18歳から19歳の相談件数より20歳から22歳の件数が多い現状から、成年年齢引下げの環境整備のための消費者被害の拡大防止施策が効果を上げていないと考えますが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 5月22日の当委員会において、参考人から成年年齢の引下げは当事者である若者にとってメリットが全くないとの意見があったが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 成年年齢の引下げについて、国民、特に当事者である若者の理解が得られていないと考えますが、法務大臣の見解を伺いたい。

源馬謙太郎君（国民）

- ・ 民法において成年年齢が定められている理由及び成年と未成年が法律で区別されている根本的な理由について伺いたい。
- ・ 成年年齢引下げの趣旨が自分に責任を持って社会に参加するというものであるならば、飲酒・喫煙の年齢制限や養親となる者の年齢も同じ年齢にするのが合理的ではないのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・ 昭和23年に現行の少年法が制定され、旧少年法では18歳未満であった少年法の適用対象年齢が20歳未満となったが、この対象年齢の引上げはどのような経緯や情勢の下で行われたのか、法務省に伺いたい。
- ・ 少年犯罪の増加や少年犯罪の凶悪化について、どのような印象を持っているのか、法務大臣の見解を伺いたい。

安藤裕君（自民）

- ・ 民法の成年年齢の引下げに当たって、裁判員になることができる年齢を18歳に引き下げることの検討を行ったのか、法務省に伺いたい。

- ・裁判員候補者の辞退率が上昇する傾向にあることについて、法務大臣政務官の見解を伺いたい。
- ・裁判員制度や検察審査会制度について、学校でどのような教育を行っているのか、文部科学省に伺いたい。

串田誠一君（維新）

- ・競馬や競輪と同様、宝くじも偶然の勝負であるにもかかわらず、競馬や競輪は競技可能年齢を法律で20歳以上としているのに、宝くじの購入には法律上の年齢制限がなく、競馬や競輪と別に扱っている理由を総務省に伺いたい。
- ・成年年齢の18歳への引下げにより、高校生が親の同意がなくても結婚できるようになり、妊娠する可能性もあるが、教育現場において、高校生の結婚や妊娠を禁止したり、保育所を整備することなどの措置を検討しているのか、文部科学省に伺いたい。
- ・本法案が成立し成年年齢が18歳になることを政府が周知することにより、十数年前に離婚調停で合意された子が成年に達するまでとする養育費の支払終期が、子が18歳に達するまでになったと勘違いされるおそれがあると考えるが、本法施行後も、子が20歳に達するまでが養育費の支払期限であることを周知徹底することについての法務大臣の見解を伺いたい。

國重徹君（公明）

- ・18歳は大人として完成する年齢ではなく、18歳の者には未熟な部分があることから、必要に応じた保護が必要との意見があり、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」でもそのような認識を共有すべきであると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」の議長として各府省庁の施策の進捗状況の管理をどのように行っていくのか、法務大臣の意気込みを伺いたい。

藤野保史君（共産）

- ・若年者の消費者被害については、人生に回復しがたいダメージを与えるとの参考人の指摘を踏まえ、消費生活相談を通じた救済が重要であると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・消費生活相談の現状について、あっせんが必要な事案が増えているにもかかわらず専任職員数は減っている状況であるが、このような消費生活相談員の処遇を改善することが成年年齢引下げの環境整備につながると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・現政権の地方消費者行政にかかる交付金の削減方針が、消費生活相談員の雇用に影響するとの声について、法務大臣の見解を伺いたい。